

平成27年(ワ)第76号

原告

被告 今治市

証拠申出書

2015年12月18日

松山地方裁判所今治支部 御中

原告

記

第1、証人 ○○○○ (同行、主尋問60分)

1、住所

2、証人の地位

3、証すべき事実

原告主張事実

4、尋問事項

- (1) 憲法第92条にある「地方自治の本旨」の一つである住民自治の地方教育行政における地方公共団体の構成員である住民と教育委員会の関係について。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項の「教育委員会の会議は、公開する」との規定の目的及びその経過について。

- (3) 会議の公開原則と住民の傍聴する権限ないし傍聴の自由について。
- (4) 地方公共団体の構成員であり、かつ同地区の現在及び未来を担うことになる子どもたちが使用する教科書を決定することになる本件教育委員会会議(教科書採択審議のための会議)を住民が傍聴することの意義ないしその目的について。
- (5) 教育委員会が、会議の傍聴を希望する住民に対して、その傍聴を制限出来るのは、どのような場合であるのか。
- (6) 今治市教育委員会は、原告の本件会議の傍聴の受付を、受付時間を越えていることを理由に拒否した。この時点では、会議が開始される時間の前であり、会議は始まっておらず、しかも、傍聴席が残っていた。このような状況において、教育委員会が、原告の傍聴受付を拒否したことの法的適合性及び拒否理由の客観的かつ合理的理由の妥当性について。
- (7) 正当な理由なく、傍聴を拒否され、傍聴出来ないことによって、住民は、どのような不利益を被ることになるのか。
- (8) その他本件に関連する事項。

第2、原告 ○○ ○○ (同行、主尋問30分)

1、証すべき事実

原告主張事実

2、尋問事項

- (1) 原告が、傍聴受付を拒否された当時の状況の詳細について。
- (2) 原告が、傍聴受付拒否に対して、受付職員及びマスコミ並びに傍聴希望者らに述べた事実について。
- (3) 本件傍聴受付拒否に通底する、これまでの教育委員会会議の告知方法

及び会議録の公開などが示す教育委員会の住民へ「知る権利」「説明責任」などの状況について。

- (4) 地方教育行政における地方公共団体の構成員である住民の位置から、本来あるべき傍聴の告知及び傍聴環境並びに会議録の公開の有り様について。
- (5) 原告が、本件傍聴受付拒否により被った精神的苦痛について。
- (6) その他本件に関連する事項。

以上